

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年6月30日)	当第3四半期会計期間 (令和4年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,527,710	2,490,974
受取手形及び売掛金	1,750,568	1,884,424
電子記録債権	406,361	501,082
有価証券	2,300,000	2,600,000
商品	435,462	618,327
貯蔵品	—	70,729
その他	31,544	63,711
貸倒引当金	△215	△238
流動資産合計	7,451,431	8,229,011
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,143,907	1,110,371
工具、器具及び備品(純額)	138,503	138,092
土地	1,161,285	1,161,285
その他(純額)	9,377	8,093
有形固定資産合計	2,453,074	2,417,843
無形固定資産	35,715	30,358
投資その他の資産		
投資有価証券	2,350,965	2,328,631
その他	140,909	167,197
貸倒引当金	△18,063	△22,836
投資その他の資産合計	2,473,811	2,472,993
固定資産合計	4,962,601	4,921,195
資産合計	12,414,032	13,150,207

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年6月30日)	当第3四半期会計期間 (令和4年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	637,981	746,469
電子記録債務	1,558,414	1,915,094
未払法人税等	113,596	86,647
賞与引当金	—	55,399
その他	187,139	210,692
流動負債合計	2,497,132	3,014,302
固定負債		
退職給付引当金	138,032	139,803
役員退職慰労引当金	219,325	228,700
その他	2,800	2,800
固定負債合計	360,157	371,303
負債合計	2,857,289	3,385,605
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	300,745	300,745
資本剰余金	273,245	273,245
利益剰余金	9,011,058	9,238,137
自己株式	△64,554	△64,585
株主資本合計	9,520,493	9,747,541
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	36,248	17,059
評価・換算差額等合計	36,248	17,059
純資産合計	9,556,742	9,764,601
負債純資産合計	12,414,032	13,150,207

(2) 四半期損益計算書  
(第3四半期累計期間)

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 令和2年7月1日 至 令和3年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自 令和3年7月1日 至 令和4年3月31日)
売上高	7,254,232	7,567,921
売上原価	5,184,690	5,463,373
売上総利益	2,069,542	2,104,548
販売費及び一般管理費	1,575,352	1,596,516
営業利益	494,189	508,032
営業外収益		
受取利息	11,403	11,401
受取配当金	2,622	2,341
仕入割引	3,860	4,266
為替差益	1,241	3,616
受取補償金	10,000	—
その他	461	1,069
営業外収益合計	29,589	22,695
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	9,393	4,773
営業外費用合計	9,393	4,773
経常利益	514,385	525,953
特別利益	—	—
特別損失		
固定資産除却損	239	0
特別損失合計	239	0
税引前四半期純利益	514,146	525,953
法人税、住民税及び事業税	168,193	181,420
法人税等調整額	△6,902	△14,209
法人税等合計	161,291	167,211
四半期純利益	352,855	358,742

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第 1 四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第 98 項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第 1 四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第 1 四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第 3 四半期累計期間の売上高及び売上原価がそれぞれ 124,306 千円減少しましたが、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第 1 四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。